

最前線を着実に歩む、信頼の赤い六法

令和6年
新版

重要改正に完全対応!

○消防法施行令の改正

- ・消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充
- ・建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備

○消防法施行規則の改正

- ・畜舎等に係る特例基準の見直し
- ・消防設備士講習に係る指定講習機関の指定基準及び運営等に関する事項を規定

○危険物の規制に関する政令・規則の改正

- ・リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制の見直し
- ・給油取扱所における業務等のあり方に関する見直し

内容現在
令和6年
2月21日

消防法規研究会 編集

A5判 / 1,502頁

定価2,420円(本体2,200円+税10%)
ISBN978-4-8090-2546-4 C3032 ¥2200E

最新版

2色刷

詳細はこちら!



目次 (抜粋) ★の法令は、注解付・2色刷です。

消防組織

★消防組織法

- 緊急消防援助隊に関する政令
- 消防力の整備指針
- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

消防行政

★消防法

★消防法施行令

★消防法施行規則

- 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令

★危険物の規制に関する政令

★危険物の規制に関する規則

- 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示
- 危険物の試験及び性状に関する省令
- 危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令〔抄〕
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令〔抄〕
- 災害対策基本法
- 地震防災対策特別措置法・施行令
- 大規模地震対策特別措置法・施行令・施行規則

ハッキリ

検索用条文
見出し一覧付き

読みたい内容がどこにあるか検索する便を図り、法令ごとに章名・節名・条文見出しを一覧にしております。

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・施行令・施行規則
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・施行令・施行規則
- 災害救助法
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律〔抄〕
- 救急救命士法・施行令・施行規則
- 火災予防条例(例)

その他

- 民法〔抄〕
 - 失火ノ責任ニ関スル法律
 - 保険法〔抄〕
 - 刑法〔抄〕
 - 消防施設強化促進法
 - サリン等による人身被害の防止に関する法律
 - 建築基準法〔抄〕
 - 建築基準法施行令〔抄〕
 - 【検索用条文見出し一覧】
- 他、消防庁告示23件・消防庁通達2件登載

迅速・的確な火災報告のために不可欠な一冊、最新版発行!

令和
6年版

火災報告取扱要領ハンドブック

防災行政研究会 編著

内容現在:令和6年2月1日

「火災報告取扱要領の解説」では、
事例も豊富に盛り込み、分かりやすく解説

●B5判 / 464頁 ●定価3,190円(本体2,900円+税10%) ISBN978-4-8090-2548-8 C3032 ¥2900E

詳細は
こちら



東京法令出版

消防基本六法

見る

読む

調べる

使わずに済むことを追求したフレキシブルな六法

をいう。以下同じ。その管理について権原が分かれて
のうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理につ
を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこ
対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する
者（以下この条において「統括防火管理者」という。）を
定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体
の消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び
の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の防
火管理上必要な業務を統括して実施する者（以下この条
において「統括防火管理者」という。）を定め、政令で定め
るところにより、当該防火対象物の全体について防火管理上
必要な業務を行わせなければならない。（わ）の（あ）（せ）

『消防基本六法』 内容見本 (縮小率95%)

スッキリ!

参照法条つき

【 】書きで表記してあります。参照事項の法条をお読みください。法令名(法令名略語参照)、条「一」、項「①」の順に略記してあります。

ピタリ!

解説つき

条文中の重要な用語・事項等は太字で表記のうえ、各条の末尾に【 】で示し、その法的意味、運用上の解釈について正確にわかりやすく「解説」を施してあります。

バッチリ!

改正注記つき

基本法令の改正沿革、各条項末尾、改正注記に(い)(ろ)(は)…の記号を付し、改正法令等の検索の便を図りました。

最新情報はここから!

東京法令

検索



東京法令出版公式X(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei



消防基本六法(六条の二)の二・八条の二
消防署長は、第一項の防火対象物について統括防火管
理者(以下この条において「統括防火管理者」という。)を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を行わせなければならない。これを「統括防火管理者」という。以下同じ。その管理について権原が分かれてのうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理についてを有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこの対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する者(以下この条において「統括防火管理者」という。)を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体の消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及びの実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の防火管理上必要な業務を統括して実施する者(以下この条において「統括防火管理者」という。)を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を行わせなければならない。(わ)の(あ)(せ)

解説
【統括防火管理者】建物全体の防火管理業務を統括する者
【統括防火管理者を定めなければならない防火対象物】
①消令別表第一(六項)に掲げる防火対象物(六項イは、(六)項の用途部分に限る。)のうち、三階以上(地階を除く。)で、かつ、収容人員が十人以上のもの
②消令別表第二(一)から四項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ並びに(四)項イに掲げる防火対象物(六項イは、(六)項イの用途部分を除く。)のうち、三階以上(地階を除く。)で、かつ、収容人員が三十人以上のもの
③消令別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物のうち、五階以上(地階を除く。)で、かつ、収容人員が五十人以上のもの
④消令別表第一(十六)の三に掲げる防火対象物

参照
【政令で定める防火対象物】消令三の三【政令で定める資格】消令四、消令三の三【統括防火管理者の責務】消令四の二、消令四【統括防火管理者の設置及び維持その他の火災の予防上必要な事項】次条第一項及び第三十六条第四項において「一点検対象事項」という。がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項に「点検基準」という。に規定しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告し、その結果に基づいて、第十七条の三の三の規定による点検の対象となる点検(その管理について)の防火対象物については、当該防火対象物全体の点検を受けた部分を除く。】
【結果、防火対象物点検資格者により点検合している」と認められた防火対象物には、合して、点検を行った日その他総務省令を付すことができる。(せ)
③何人も、防火対象物に、前項に規定する表示を付してはならず、又は同項の表示を付してはならない。(せ)

ズバリ!

罰則つき

【 】書きで罰則対象を表記し、刑罰の内容及び根拠法条を掲げました。

消防基本六法(六条の二)の二・八条の二
消防署長は、第一項の防火対象物について統括防火管
理者(以下この条において「統括防火管理者」という。)を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を行わせなければならない。これを「統括防火管理者」という。以下同じ。その管理について権原が分かれてのうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理についてを有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこの対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する者(以下この条において「統括防火管理者」という。)を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体の消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及びの実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の防火管理上必要な業務を統括して実施する者(以下この条において「統括防火管理者」という。)を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を行わせなければならない。(わ)の(あ)(せ)

罰則
*「報告せず、又は虚偽の報告をした者」罰金三〇万円以下(消防四四一)、又罰(消防四五三)【公訴時効】三年(刑訴五五〇・二五三)
*「第三項の規定に違反した者」罰金三〇万円以下(拘留(消防三三三)、罰(消防四五三)【公訴時効】三年(刑訴五二五・五三三)
*「第四項の命令に違反した者」罰金三〇万円以下(拘留(消防一七)【公訴時効】三年(刑訴五二五・二五三)

【防火対象物の点検及び報告の特例】
第八条の二の三 消防長又は消防署長は、前条第一項の防火対象物について次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき定めるべき防火対象物として認定することができる。(せ)
一 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から三年が経過していること。(せ)

申込書

令和6年新版 消防基本六法 定価2,420円(本体2,200円+税10%) 【コード505】	申込	部
令和6年版 火災報告取扱要領ハンドブック 定価3,190円(本体2,900円+税10%) 【コード477】	申込	部

(送料は実費、税込5,000円以上はサービス) 令和 年 月 日

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。

(フリガナ)
お取扱者(自署) (TEL - -)

〒
お届け先住所

団体名 部署名 公用 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者
 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
 ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
 ★お申込みには個人情報情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。
 ■申込先
東京法令出版 委託 受注センター
 〒381-0022 長野市大豆島3111
FAX 0120-338-923
TEL 0120-338-272
 (携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード	得意先コード	<input type="checkbox"/> 納品済	入力印
	在庫		<input type="checkbox"/> 請求済	手入力
	ラベル	〒	<input type="checkbox"/> 領収済	